

三春滝ザクラ天然記念物指定100周年記念  
三春滝ザクラフォトモザイクアート募集要項・応募規約

1 趣旨

三春町（以下、「町」という。）のシンボルである三春滝ザクラ（以下、「滝ザクラ」という。）は、大正11年（1922年）10月12日に国の天然記念物に指定され、令和4年（2022年）をもって指定100年（以下、「指定100周年」という。）を迎えます。

東日本大震災などのいくつもの苦難を乗り越え、長く、多くの方々に守り、受け継がれてきた滝ザクラの指定100周年を祝い、後世に受け継いでいくための指定100周年記念事業（以下、「記念事業」という。）を実施します。

滝ザクラの魅力を発信していくためのフォトモザイクアート制作に必要な画像を募集します。

2 募集内容

三春滝ザクラフォトモザイクアートを制作するための画像

- (1) 三春滝ザクラの画像
- (2) 三春滝ザクラの100周年を祝福する画像
- (3) 三春町の桜の画像
- (4) 三春町で撮影した笑顔の画像

3 応募資格

町在住の方、町に通勤・通学されている方、町及び滝ザクラを応援している方、その他町及び滝ザクラにゆかりのある方（誰でも応募可能）。

応募画像の展示及びWEBページ等への掲載に同意いただける方。

応募画像をフォトモザイクアート制作に使用し、完成作品の展示及びWEBページ等への掲載に同意いただける方。

4 応募期間

令和4年3月1日（火）から令和4年4月24日（日）まで

上記期間内に投稿された画像が応募対象となります。

5 応募（投稿）方法

- (1) Instagram（インスタグラム）またはTwitter（ツイッター）で、ハッシュタグ「#三春滝ザクラ100周年」をつけて、画像を投稿してください。

※1投稿につき、画像は1点としてください。複数の画像を投稿しても、最初の1点のみが応募の対象となります。

- (2) 一人何回でも応募できます。

## 6 審査及び選考

投稿された画像のうち、町及び事務局でフォトモザイクアート制作に使用する画像を選択し、決定します。

## 7 その他留意事項

- (1) 投稿された画像の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡により、町に帰属するものとします。また、その他使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない画像を投稿してください。
- (3) 画像投稿にかかる通信費については、投稿者の負担とします。
- (4) 画像投稿に際して取得した個人情報、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。
- (5) 通信障害などにより画像が投稿できない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (6) 投稿された画像について、必ずしもフォトモザイクアート作品に使用されるとは限りません。また、制作にあたり画像の加工（トリミング、色相、メイド、サイズ調整等）を行う場合があります。
- (7) 投稿された画像については、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。主催者では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、主催者が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (8) 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (9) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

## 8 お問い合わせ

滝ザクラフォトモザイクアート制作事務局

(株式会社 三春まちづくり公社 観光部内)

〒963-7751 福島県田村郡三春町字北町10

電話 0247-62-3690

FAX 0247-62-3698